

## 十和田市長の交際費の支出及び公表に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市長の交際費の適正な執行及び透明性の確保を図るため、その支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支出基準)

第2条 交際費の支出基準は、別表第1から別表第4までに定めるところによる。

2 前項の支出基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

### (公表の内容)

第3条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号）第8条各号に掲げる情報については、この限りでない。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額
- (5) 累計件数
- (6) 累計金額

### (公表の方法等)

第4条 交際費の公表は、市長交際費支出状況（別記様式）により、当月分を翌月末までに市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

### (適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に支出事由が生じた交際費について適用する。

(十和田市食糧費・交際費の対応の廃止)

3 十和田市食糧費・交際費の対応（平成17年1月1日制定）は、廃止する。

(十和田市弔慰等の対応に関する基準を定める要綱の廃止)

4 十和田市弔慰等の対応に関する基準を定める要綱（平成27年3月27日制定）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

交際費の支出対応

項目	対応
1 神社、祭礼等	交際費の支出はしない
2 各種団体等の総会、懇親会等	交際費対応
3 企業（誘致企業等一部の企業を除く。）の懇親会等	交際費の支出はしない
4 市が誘致した企業等の懇親会等	交際費対応
5 市が構成員となっている団体等の懇親会等	交際費対応
6 各種受賞祝賀会、落成式、創立記念祝賀会。ただし、創立記念への対応は、原則として10年単位とする。	交際費対応
7 県、他市町村等が主催する行事	交際費対応
8 事務組合議会等の懇親会等	交際費の支出はしない
9 弔慰金及び見舞金	交際費対応
10 表敬訪問、市長表敬時の手土産等	交際費対応
11 全国規模以上の大会への出場者に対する激励金	交際費対応
12 各種行事等での市長賞副賞	市主催以外のものは交際費対応 (市主催のものは報償費対応)

備考 各種団体等に、単位町内会は含まない。

別表第 2（第 2 条関係）

交際費支出区分

支出区分	支出内容	支出金額等
会費	飲食を伴う総会、懇親会、祝賀会等の参加等に係る経費（金額の定めがあるもの）	案内状等に記載された額
祝儀	式典、祝賀会等の参加に係る経費（金額の定めがないもの）	会費相当額（1万円以内を原則とする。）
弔慰金	葬儀等における香典、生花等に係る経費	別表第 3「弔慰金及び見舞金の支出等基準」に定める額
贈答費	来客等への土産、贈答品、記念品等に係る経費（官庁及び一般職員には対応しない。）	社会通念上妥当と認められる額
激励金	全国大会等へ出場する者の激励に係る経費（市長等が出場報告等で表敬を受ける場合）	別表第 4「激励金の支出基準」に定める額
賛助金	各種事業等の開催協賛に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
見舞金	病気、怪我、事故、災害等の見舞に係る経費	別表第 3「弔慰金及び見舞金の支出等基準」に定める額（1万円を原則とする。）
その他	上記に掲げるもののほか、外部との渉外に要する経費で市政運営上、市長が特に支出する必要があると認める経費	社会通念上、妥当と認められる額

## 備考

- 1 当選祝については、原則として支出しない。ただし、他市の対応を参考とする。
- 2 賛助金等については、最小限度に止める。

別表第3（第2条関係）

弔慰金及び見舞金の支出等基準

(1) 現職の場合

区分		死亡				傷病 見舞	災害 見舞	備考
		弔問	通夜・ 葬儀	生花	弔辞			
市長、副市長、教 育長及び病院事業 管理者	本人	その都度の協議				○		
	家族	△	○	◎				
職員	本人	○	○	◎	△			
会計年度任用職員 等	本人		○	○				
十和田市出身及び 地元選出国會議員	本人	○	○	◎	△	○	○	
	家族		○	○				
地元選出の県議会 議員	本人	○	○	◎	△	○	○	
	家族		○	○				
市議会議員	本人	△	○	◎	△	○	○	
	家族		○	○				
行政委員会の長（ 代表監査委員を含 む。）	本人		○	◎	△	○	○	
	家族		△	△				
行政委員会の委員	本人		○	○		○	△	
	家族		△					
附属機関の委員	本人		△					
財産区議会議員	本人		○					

市褒賞又は市民特別栄誉賞の受賞者	本人		○	△	△			
市民栄誉賞又は市民功労賞の受賞者	本人		△					
叙勲等の受賞者	本人		△					
消防団員	本人		△					
市と密接な関係を有する公共的団体の長	本人		△					
県内の市長	本人		○	◎		△		
	家族		△					
近隣の町村長	本人		○	◎		△		
	家族		△					
県内の町村長	本人		△	△				
	家族		△					
友好都市の長	本人		○	◎				
近隣選出の県議会議員	本人		△	△				
近隣の市町村議会議員	本人		△					
知事、副知事及び県教育長	本人		○	◎		△		
	家族		△					
県の部長	本人		○					
県の出先機関の長	本人		○					
国の出先機関の長	本人		○					

市政記者会に所属 する報道関係者	本人		○					
---------------------	----	--	---	--	--	--	--	--

備考

- 1 ◎印及び○印は支出し、又は出席することを、△印はその都度支出又は出席の可否の決定をすることを表す。
- 2 弔問は、通夜・葬儀前に訪問し、お悔みを述べ、弔意を示す。
- 3 香典は、5,000円を原則とする。ただし、国会議員、県議会議員、市議会議員、首長等は、1万円とする。
- 4 法要は、案内がある場合のみとし、2万円を原則とする。
- 5 生花は、◎印は2万5,000円以内、○印は2万円以内、△印はその都度支出の可否の決定をすることとし、支出する場合は2万円以内を原則とする。
- 6 公務上による死亡の場合の対応は、その都度決定するものとする。
- 7 家族は、配偶者、父母並びに同居する義父母及び子とする。
- 8 会計年度任用職員等は、会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員とする。
- 9 傷病見舞は、原則として概ね3週間以上の入院を要する場合とし、金額は1万円を原則とする。
- 10 災害見舞は、半焼以上、半壊以上、床上浸水以上等の場合とし、金額は1万円を原則とする。
- 11 市と密接な関係を有する公共的団体の長への対応は、著しく市の発展に貢献した者を対象とする。

## (2) 元職の場合

区分		死亡				傷病 見舞	災害 見舞	備考
		弔問	通夜・ 葬儀	生花	弔辞			
市長、副市長、教 育長及び病院事業 管理者	本人		○	◎		△		助役及び 収入役を 含む。
	家族		○	◎				
十和田市出身及び 地元選出国會議員	本人		○	○		△		
	家族		△	△				
地元選出の県議会 議員	本人		○	○		△		
	家族		△	△				
市議会議員	本人		○	○		△		
	家族		△	△				
行政委員会の長（ 代表監査委員を含 む。）及び委員	本人		○	△				
市と密接な関係を 有する公共的団体 の長	本人		△					
県内の市長	本人		△	△				
県内の町村長	本人		△	△				
友好都市の長	本人		○	△				
近隣選出の県議会 議員	本人		△					
知事、副知事及び 県教育長	本人		△	△				出納長を 含む。
	家族		△					

## 備考

- 1 ◎印及び○印は支出することを、△印はその都度支出の可否の決定をすることを表す。
- 2 弔問は、通夜・葬儀前に訪問し、お悔みを述べ、弔意を示す。
- 3 香典は、5,000円を原則とする。ただし、国会議員、県議会議員、市議会議員、首長等は、1万円とする。
- 4 法要は、案内がある場合のみとし、2万円を原則とする。
- 5 生花は、◎印は2万5,000円以内、○印は2万円以内、△印はその都度支出の可否の決定をすることとし、支出する場合は2万円以内を原則とする。
- 6 家族は、配偶者のみを原則とする。
- 7 市と密接な関係を有する公共的団体の長への対応は、著しく市の発展に貢献した者を対象とする。
- 8 傷病見舞は、原則として概ね3週間以上の入院を要する場合とし、金額は、1万円を原則とする。

別表第4（第2条関係）

激励金の支出基準

区分	大会規模	1人当たりの金額	上限金額
児童	全国大会規模	5,000円	10,000円
	国際大会規模	10,000円	20,000円
	選抜のある海外派遣研修等への参加	10,000円	20,000円
生徒・学生	全国大会規模	10,000円	20,000円
	国際大会規模	20,000円	30,000円
	選抜のある海外派遣研修等への参加	20,000円	30,000円
一般	全国大会規模	20,000円	30,000円
	国際大会規模	30,000円	50,000円
	選抜のある海外派遣研修等への参加	30,000円	50,000円

備考

- 1 出場（派遣）資格を得て全国規模以上の大会へ出場する個人及び団体を対象とする。
- 2 県大会等の予選会（選抜）を経て出場する場合を対象とする。
- 3 公的派遣や公費補助がある場合は対象外とする。
- 4 対象人数は、同一の大会にエントリーしている選手の数とし、複数の種目に出場する選手については、重複して人数に含めない。

別記様式（第4条関係）

○市長交際費執行状況（      年    月分）

月	日	支 出 内 容	支出区分	支出金額(円)
			月 計	
			累 計	

○市長交際費執行状況累計（      年度）

区分	月分		年度累計	
	件 数	支出金額(円)	件 数	支出金額(円)
会 費				
祝 儀				
弔慰金				
贈答費				
激励金				
賛助金				
見舞金				
その他				
合 計				